

# 三重県自然環境保全基本方針

平成16年 3月30日

## < 目 次 >

<b>第1章 自然環境の保全に関する基本構想</b> . . . . .	1
第1節 基本理念 . . . . .	1
第2節 自然環境の保全の方策 . . . . .	1
<b>第2章 多様な自然環境の保全に関する基本的な事項</b> . . . . .	2
第1節 自然環境保全地域の指定 . . . . .	2
第2節 自然環境保全地域の保全 . . . . .	2
第3節 自然環境保全地域と自然公園法その他の自然環境の保全を 目的とする法律に基づく地域との調整 . . . . .	3
第4節 自然環境保全地域の公有化 . . . . .	3
第5節 環境林の設定 . . . . .	3
第6節 環境林の整備 . . . . .	4
<b>第3章 生物の多様性の確保に関する基本的な事項</b> . . . . .	4
第1節 指定希少野生動植物種の指定 . . . . .	4
第2節 指定希少野生動植物種の個体の取扱い . . . . .	4
第3節 希少野生動植物監視地区の指定 . . . . .	4
第4節 移入種の対策 . . . . .	5
<b>第4章 自然とのふれあいの確保に関する基本的な事項</b> . . . . .	6
第1節 自然とのふれあいの確保 . . . . .	6
第2節 自然環境保全指導員の設置 . . . . .	6
第3節 自然環境の保全活動の促進 . . . . .	6
第4節 里地里山保全活動の促進 . . . . .	6
第5節 緑化の促進 . . . . .	7
<b>第5章 その他自然環境の保全に関する基本的な事項</b> . . . . .	7
第1節 開発との調整 . . . . .	7
第2節 自然環境に関する調査研究及び普及啓発 . . . . .	8

## 第1章 自然環境の保全に関する基本構想

### 第1節 基本理念

自然は、人が生存するための基盤です。私たちは、恵まれた郷土三重の自然にはぐくまれて、今日の繁栄を築いてきました。

しかし、近年、都市化の進展や開発に伴う自然環境の損壊や劣化が進み、また都市及びその周辺地域においては、身近な緑や水辺地などが減少しています。一方、中山間地域などでは、農林業を取り巻く社会経済状況の変化や担い手の減少などにより、森林や農地が有する県土保全や水源かん養などの公益的機能の維持が困難となってきています。また、これらの自然環境の損壊や劣化により、絶滅のおそれのある野生動植物種が増加しつつあります。

自然は、多様な動植物及びそれらを取り巻く土壌、水、大気などで構成される生態系の微妙な均衡により成り立っている有限なものです。人は、このような自然を生存の基盤として将来の世代も含めて共有しており、また自然から情緒的なおいや社会経済活動のための資源など多くの恩恵を受けるとともに、一方では自然に様々な影響を及ぼしながら活動を行っています。

自然と人との共生が可能な社会を形成するためには、県民、事業者及び本県を訪れる人々の全てがこのような自然の特性や人の活動との関係を深く認識し、自然環境を保全することの大切さを理解して、事業活動や日常生活等に伴う環境への負荷を低減するとともに、さらに積極的に良好な環境の回復に努めるなど、全ての人々が協働して自然環境の保全を図る必要があります。

本県は、鈴鹿山脈や紀伊山地などから伊勢湾や熊野灘までの山から海に至る地形的変化に富んでおり、また、多様な動植物が生息・生育する豊かな生物相を有しています。私たちは、この多様な県土を自然と人が共生するための基盤としてとらえ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に健全で豊かな自然環境を継承できるよう適正に保全しなければなりません。

### 第2節 自然環境の保全の方策

人は、これまで限りある環境の中で、生態系の微妙な均衡のもとでその恩恵を受けながら活動を行ってきました。しかし、近年の社会経済活動は、自然環境の損壊や劣化をもたらし、さらに、自然の持つ復元力を超えるような規模にまで至っています。このため、私たちはこれまで以上により慎重な行動が求められています。

このような状況の中で将来にわたって良好な環境を確保するため、人為がほとんど加わっていない原生的な自然や優れた自然環境が保持されている地域の保全に留まらず、身近にある自然を大切に、人為により損なわれた自然環境を良好な状態に回復し、これを維持するとともに、生態系の基本的構成要素である生物の多様性を確保し、広く県民が自然にふれてその恵みを楽しむようにしていくことが必要です。

このため、自然と人との共生に向け、多様な自然環境の保全、生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保を旨として、県民、事業者等の理解と参加を促し、県民、事業者、関係行政機関等が互いに協働し、自主的かつ積極的な取り組みを推進することとします。

なお、これらの取り組みを進めるにあたっては、土地の持つ公共的性格等を重視すると

同時に、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県土の保全その他の公益との調整に留意し、受益と負担の両面にわたる社会的公正が確保されるよう配慮します。

## 第2章 多様な自然環境の保全に関する基本的な事項

### 第1節 自然環境保全地域の指定

次のいずれかに該当する土地の区域について、農林水産業等地域住民の生業の安定、福祉の向上等自然的社会的条件を考慮しながら、当該地域に係る住民及び利害関係人の意見を聞くなど所要の手続きを経て指定します。

- 1 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域であって、その面積が10ヘクタール以上のもの
- 2 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域であって、その面積が2ヘクタール以上のもの
- 3 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域であって、その面積が1ヘクタール以上のもの
- 4 植物の自生地、野生動物の生息地、繁殖地若しくは渡来地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で、その区域における自然環境が上記1～3の区域における自然環境に相当する程度を維持している土地の区域であって、その面積が1ヘクタール以上のもの

なお、特に次に掲げるものについては、速やかに指定することとします。

- 1 人の活動による影響を受けやすい弱い自然で、破壊されると復元が困難な地域
- 2 自然環境の特徴が特異性、固有性又は希少性を有するもの
- 3 当該地域の周辺において開発が進んでおり、又は急激に進行するおそれがあるために、その影響を受け、優れた自然状態が損なわれるおそれがあるもの

### 第2節 自然環境保全地域の保全

自然環境保全地域の保全対象である特定の自然環境を維持するため、自然の状況に対応した保全を図り、必要に応じて修復を行います。

- 1 当該地域の生態系構造上重要な地区又は生態系の保全を特に図ることが必要となる地区、あるいは特定の自然環境を維持するため特に必要がある地区等で、保全対象を保全するために必要不可欠な核となるものについては、その必要な限度において、特別地区に指定し保全します。
- 2 当該特別地区における特定の野生動植物で希少なもの、又は固有なものを保護する必要がある地区については、野生動植物保護地区に指定します。
- 3 当該地域内において、自然環境に損傷が生じた場合には、当該自然環境の特性と損傷の状況に応じ、速やかに修復します。
- 4 当該地域が小面積である場合には、地域外と接する部分の取扱いに特に注意を払い、必要に応じてその自然特性に即した植生帯等を造成し保全します。
- 5 当該地域については、適正な管理を図り、当該地域における自然環境の保全上必要がある場合は、次に掲げる保全事業を実施します。

- (1) 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識、その他これらに類する施設
- (2) 排水施設
- (3) 植生復元施設、病虫害等除去施設、砂防施設及び防火施設
- (4) 給餌施設及び養殖施設

### 第3節 自然環境保全地域と自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律に基づく地域との調整

自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、自然公園法、森林法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、都市計画法、河川法、海岸法、文化財保護法等、自然環境の保全を目的とする法律に基づく各種の地域の指定その他の施策については、それぞれの法令の趣旨及び自然環境の保全のための補完的機能等を考慮して必要な連携及び調整を図ります。なお、次に掲げる区域は、それぞれの法令に基づく規制により保全の目的を達成できるため、又は開発を促進することを目的とする区域であるため自然環境保全地域に含めません。

- 1 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- 2 自然公園法に規定する国立公園、国定公園及び三重県立自然公園の区域。ただし、既に三重県立自然公園の区域に含まれている優れた自然の区域にあつては、当該地域の自然の特質、周辺の自然的社会的条件を検討し、必要に応じ自然環境保全地域へ移行させます。
- 3 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域
- 4 都市公園法に規定する都市公園の区域
- 5 都市計画法に規定する市街化区域並びに都市計画区域内の風致地区及び緑地保全地区
- 6 工場立地法に規定する工場適地の区域
- 7 農村地域工業等導入促進法に規定する工業等導入地区の区域

### 第4節 自然環境保全地域の公有化

将来にわたって安定した形で自然環境を保全していくため、保全上特に必要があると認めるときは、自然環境保全地域のうち重要な区域に存する民有地を買い取るよう努めます。

### 第5節 環境林の設定

地域の森林の利用実態を踏まえ、次のいずれかに該当する森林の区域を、環境林として市町村森林整備計画において定めます。

- 1 自然公園法に規定する特別保護地区若しくは特別地域（第三種特別地域を除く。）、三重県立自然公園条例に規定する特別地域（第三種特別地域を除く。）、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域若しくは自然環境保全地域又は三重県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域の区域内の森林
- 2 原始的な森林又は希少野生動植物が生息・生育する森林
- 3 レクリエーション等の用に供するための森林
- 4 その他水源かん養をはじめとする水土保持機能などの公益的機能の高度発揮を主たる目的とする森林

## 第6節 環境林の整備

環境林の有する公益的機能の維持増進を図るため、市町村及び森林所有者等の協力のもと、様々な樹種が混在して下層植生が繁茂する多様な森林づくりを目指した継続的な整備を促進します。

## 第3章 生物の多様性の確保に関する基本的な事項

### 第1節 指定希少野生動植物種の指定

#### 1 選定

指定希少野生動植物種は、三重県自然環境保全条例施行規則で定める基準に適合する種であって、県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来していると認められる種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）を選定します。

なお、指定希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意します。

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する国内希少野生動植物種（以下単に「国内希少野生動植物種」という。）及び同法に規定する緊急指定種は、選定しないこと。
- (2) 栽培が法令等で禁止されている種は、選定しないこと。
- (3) 農作物及び樹木等を害する動植物種で、法令等に基づき駆除等に関する対策が講じられている種は、選定しないこと。
- (4) 外来種は、選定しないこと。
- (5) 従来から県内にごくまれにしか渡来、回遊又は生育しない種は、選定しないこと。
- (6) 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有しない種は、選定しないこと。
- (7) その他社会通念上指定することが適当でない種は、選定しないこと。

#### 2 指定希少野生動植物種の保護に関する指針

指定希少野生動植物種の保護に関する指針においては、その種に関する概況及び当該個体の捕獲等の規制に関することなどを明らかにします。

### 第2節 指定希少野生動植物種の個体の取扱い

#### 1 個体の取扱いに関する規制

指定希少野生動植物種の個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、その種に対する捕獲等の状況を把握し、必要に応じた規制をするため、その個体の捕獲等を行おうとする者に対し、届出などを求めます。

#### 2 その他の個体の取扱いに関する事項

指定希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者は、その生息・生育の条件を維持するなどその種の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めることとします。

### 第3節 希少野生動植物監視地区の指定

指定希少野生動植物種等の保護のためその個体の生息・生育環境の保護を図る必要があると認めるときは、農林水産業等地域住民の生業の安定、福祉の向上等自然的社会的条件

を考慮しながら、当該地域に係る住民及び利害関係人の意見を聞くなど所要の手続きを経て希少野生動植物監視地区を指定します。なお、個々の希少野生動植物監視地区の指定に係る希少野生動植物種等の数は、一種又は複数の種とします。

#### 1 希少野生動植物監視地区の指定対象種

希少野生動植物監視地区の指定対象となる種は、指定希少野生動植物種又は国内希少野生動植物種とします。

#### 2 希少野生動植物監視地区として指定する生息地等の選定

(1) 希少野生動植物監視地区の選定については、次に掲げる地域を優先することとします。

ア 保護上の緊急性が高い指定希少野生動植物種等の個体が生息・生育する地域

イ 指定希少野生動植物種等を含む複数の希少野生動植物種の個体が生息・生育する地域

(2) (1)のア又はイに該当する地域が複数存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみてその種の個体が良好に生息・生育している場所等について総合的に検討し、希少野生動植物監視地区として優先的に指定すべき重要な生息地等を選定します。

#### 3 希少野生動植物監視地区の区域の範囲

希少野生動植物監視地区の区域は、その指定に係る種の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息・生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とします。

なお、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の生息に重要な区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とします。

#### 4 希少野生動植物監視地区の区域の保護に関する指針

希少野生動植物監視地区の区域の保護に関する指針では、その種の個体の安定した生息・生育のために確保すべき条件及びその維持のための環境管理の方針等を明らかにします。

### 第4節 移入種の対策

#### 1 移入種の放逐等の禁止

国外、地域外からの移入種による生態系の攪乱の未然防止を図るため、県内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある種をみだりに放逐等することの問題を注意喚起するための普及啓発を進めます。

なお、地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種を飼育又は栽培等する者は、その種の逸走、飛散等の防止措置を講ずるなど、適切な管理下において飼育又は栽培等を行わなければなりません。

#### 2 特定外来魚の増殖の抑制

地域の生態系に特に著しく支障を及ぼしているブラックバス、ブルーギルの増殖の抑制については、関係機関及び地域住民等と連携した取り組みのもと進めることとし、次に掲げる場合には、特に重点的に取り組むこととします。

- (1) 自然環境保全地域及び希少野生動植物監視地区等に生息する場合
- (2) 指定希少野生動植物種の個体の生息に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) その他その生息状況から増殖の抑制を緊急に講ずることが必要な場合

## **第4章 自然とのふれあいの確保に関する基本的な事項**

### **第1節 自然とのふれあいの確保**

人々が自然とふれあうことで自然を身近に知り、自然に学ぶことを通してその仕組みや大切さを理解できるよう、ふれあいの場の確保及び機会の増進に努めます。

なお、ふれあいの場の整備や確保に際しては、その自然特性を損なわないよう留意するとともに、野生動植物の生息・生育環境や優れた自然景観の保全に特に配慮します。

また、ふれあい活動に際しては、野生動植物の生息・生育への適正な配慮やふれあいの場の清潔の保持など、自然環境への負荷をできる限り低減するよう、適正な利用に関する普及啓発を進めます。

### **第2節 自然環境保全指導員の設置**

自然とのふれあいの促進や自然環境の保全に必要な指導助言及び情報収集等を行うために、県内を複数の区域に区分し、その区域ごとに自然環境保全指導員を設置し、その活動を推進します。

なお、自然環境保全指導員は次に掲げる業務を行います。

- 1 自然環境保全地域、希少野生動植物監視地区その他野生動植物の重要生息地等における自然環境の保全状況に関する情報収集を行うこと。
- 2 自然公園など自然とのふれあいの場において、適正な利用を促進するとともに、自然保護の精神に反する行為を行わないよう指導助言すること。
- 3 自然環境保全地域における保全施設及び自然公園における利用施設の安全確認のための点検を行うこと。
- 4 その他自然環境の保全に関する情報収集、指導助言等を行うこと。

### **第3節 自然環境の保全活動の促進**

自然環境の保全に関する県民、事業者、地域住民団体等の自主的な活動が促進されるよう、専門的な知識を有する指導者の育成、各種の活動情報の提供や交換の場の確保などを進めます。

### **第4節 里地里山保全活動の促進**

#### **1 対象地域**

里地里山保全活動計画の対象となる区域は、多様な動植物が生息・生育する良好な自然環境を形成することができると思われる市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の地域にある樹林地、農地、湿地等の存する区域であって、原則としてその面積が概ね1ヘクタール以上とします。

#### **2 保全活動に当たっての留意事項**

里地里山保全活動計画の認定を受けた団体は、次に掲げる事項に留意し、保全活動に取

り組むこととします。

- (1) 里地里山の有する自然特性を確保すること。
- (2) 里地里山の有する災害の防止等の機能、良好な郷土景観の形成、余暇及び学習に係る活動の場の提供等の多面的機能を確保すること。
- (3) 里地里山の保全及び活用は、里地里山保全団体及び土地所有者等がそれぞれの役割の適正な分担のもとに積極的かつ主体的に活動すること。
- (4) 対象区域における法令等の規定による土地の利用に関する計画と調和した活動を行うこと。

## 第5節 緑化の促進

植物の緑は、自然環境を形成する重要な構成因子であるとともに、人にとって不可欠なものであるという認識にたつて、緑を守り、ふやし、そして緑をつなげていく必要があります。

このため、県民、事業者、関係行政機関等と連携して、森林、里地里山、市街地及びその周辺の緑を適切に維持管理するとともに、公共施設や道路、事務所、事業所、住居等における地域の特性に配慮した緑化を促進することにより、これらを一体的なまとまりを持った空間としてつなげ、快適な生活環境の形成と野生動植物の生息・生育空間の確保に努めます。

また、緑化推進に取り組む団体等と連携して、地域の特性に配慮した緑化に関する知識の普及及び意識の高揚を図るための県民運動を積極的に展開します。

## 第5章 その他自然環境の保全に関する基本的な事項

### 第1節 開発との調整

#### 1 土地利用計画との整合

自然環境保全地域等の保全を図るためには、土地利用に係る全体的な計画との関連の中でその指定を行う必要があります。このため、自然環境保全地域等を含めた土地利用に係る全体的な計画に基づいて自然環境の破壊を招かないよう県土の保全と利用を誘導します。

#### 2 開発行為の届出

一定規模を超える開発行為を行う者に対し、希少野生動植物種の保護や地域特性に配慮した緑化等について届出などを求め、自然環境損壊の抑制を図ります。

##### (1) 対象行為

自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等をいう。）における宅地の造成などで、その行為に係る自然地の区域の面積が1ヘクタールを超える開発行為とします。

##### (2) 留意事項

開発行為者は、開発に係る計画の策定及び開発事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければなりません。

ア 開発区域内に環境保全を目的とした緑地（公園緑地を含む。）を確保すること。

なお、植栽を行う場合は、地域の特性に配慮した樹種等の選定に努め、開発区域外の周辺緑地等との連続性が確保されるよう適切に配置すること。

- イ 開発区域内に現存する植生は極力保存又は移植等をして利用すること。
- ウ 開発行為によって切土又は盛土が生じるときは、発生する残土は自然環境を損なわないよう処理するとともに、法面はその現地に適した工法等により緑化修景するよう努めること。
- エ 開発区域内に池沼・河川等が存するとき、これを極力残すよう努めること。
- オ 開発区域内の主要幹線道路には、地域の特性に配慮した樹木を植栽し、沿道緑化するよう努めること。
- カ 開発区域内に希少野生動植物が生息・生育するとき、その保護に努めるとともに、その生息・生育地の保護に配慮すること。

### (3) 助言・勧告の区分

開発行為者に知事が助言又は勧告する場合の区分は、(2)のアからオに関するものについては助言とし、(2)のカに関するものについては勧告とします。

なお、(2)のカに係る勧告は、次のいずれかに該当する場合に行うこととします。

- ア 指定希少野生動植物種の個体の捕獲等について、三重県自然環境保全条例の規定による禁止命令、中止命令等が出された場合
- イ 国内希少野生動植物種の個体の捕獲等について、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定による許可がされない場合
- ウ 指定希少野生動植物種又は国内希少野生動植物種について、県内における当該種の存続に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- エ 希少野生動植物が生息・生育する地域であって、生物多様性の保全上特に重要な地域の存続に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

## 第2節 自然環境に関する調査研究及び普及啓発

### 1 自然環境に関する調査及び研究

県内全域にわたる自然環境の状況を把握するため、優れた自然、植生や植物群落、野生動植物の分布状況、重要生態系等の調査・解析を計画的に行うとともに、その成果をとりまとめ、自然環境の保全施策を推進するための基礎資料とします。

### 2 調査研究体制の整備

学識経験者や各種団体、地域住民等が有する自然環境に関する情報のネットワーク化等を図り、自然環境に関する調査研究の円滑な推進を図るための体制を整備します。

### 3 自然環境に関する情報の共有化

自然環境の保全活動に関する意識高揚と主体的参加を促進するため、優れた自然、植生や植物群落、野生動植物の分布状況、重要生態系等に関する情報を県民等へ提供することにより、情報の共有化を図ります。